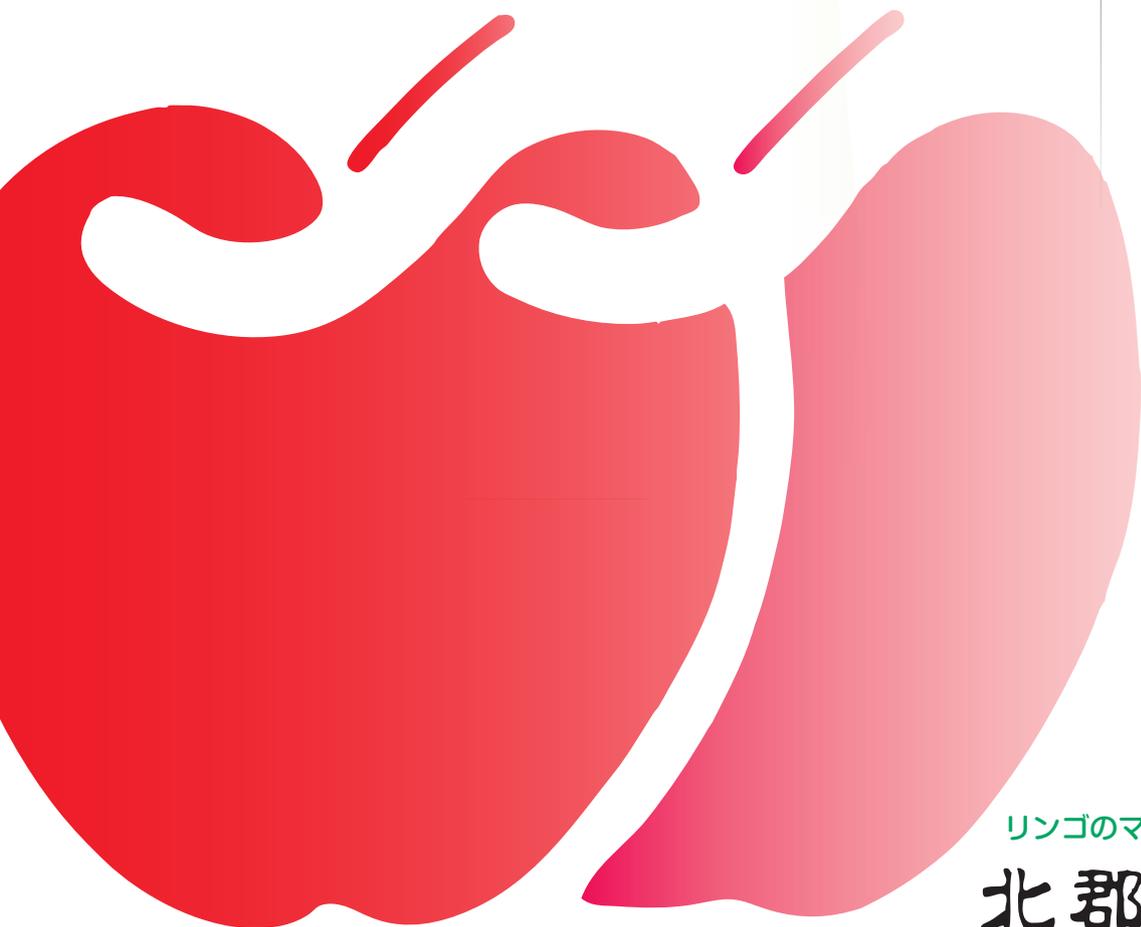




D **KITASHIN** **2021**
DISCLOSURE

【きたしんディスクロージャー】



リンゴのマークの<きたしん>です
北郡信用組合

目次

経営理念	1
基本方針	1
北郡信用組合の概要	1
職員数・組合員数	1
ごあいさつ	2
事業方針	2
経営環境・事業概況	2
役員一覧	3
令和3年度 新入職員	3
会計監査人の氏名又は名称	3
事業の組織	3
業績の推移	
預金残高	4
貸出金残高	4
主要な経営指標の推移	4
経営の健全状況	
自己資本比率の推移	4
金融再生法開示債権及び同債権に対する 保全状況（正常債権除く）	4
総代会	
第69期通常総代会のご報告	5
総代懇談会	5
当組合の総代会制度	6
総代選挙区および総代一覧	6
総代の属性別構成比	6
地域密着型金融の取組み状況	7
中小企業の経営改善及び 地域活性化のための取組み状況	8
トピックス	9
当組合のあゆみ	9
主要な事業の内容	9
コンプライアンス（法令等遵守）態勢	10
リスク管理態勢	10
金融円滑化に関する基本方針	11
キャッシュカードの安全対策について	11
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	11
資料編	12
地区一覧・店舗一覧	28
索引	29

経営理念

奉仕 私達一人ひとりが、お客様の立場に立ち、常にお客様の発展につながる、真心をいただき奉仕します。

信頼 私達は、お客様とのゆるぎない信頼関係を築きます。

健全 私達は、地域に根ざした金融機関として、健全な経営体質を作ります。

基本方針

「ちかくにいるからチカラになれる
身近な金融機関として地域の繁栄に貢献する。」

北郡信用組合の概要

- 名称 北郡信用組合
- 本店所在地 山形県村山市楯岡晦日町1番8号
- 創立 昭和27年10月7日
- 出資金 880百万円
- 組合員 20,201名
- 店舗数 11店舗
- 預金 105,523百万円
- 貸出金 58,559百万円

令和3年3月末現在

職員数・組合員数

区分	令和2年3月31日 現在	令和3年3月31日 現在
職員数	124名	126名
組合員数	20,122名	20,201名
法人	1,171社	1,208社
個人	18,951名	18,993名



本店全景

ごあいさつ

皆様には日頃より格別のご愛顧を賜わり厚くお礼を申し上げます。
当組合は、「奉仕」、「信頼」、「健全」を経営理念として、地域の皆様との「であい」と「つながり」を大切に、地域社会の発展に貢献できるよう努めております。

ここに、令和2年度の当組合の経営方針や経営内容などについて、「きたしんディスクロージャー誌 2021」として取りまとめいたしました。

私ども「きたしん」を深くご理解いただくうえで高覧いただければ幸いです。

令和3年度は、「ガバナンスの強化」「安定収益の確保」「狭域高密度経営の実施」を重要施策として引続き取組み、地域社会の一員として認められ信頼され続けるよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

皆様には、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

北郡信用組合

理事長 西村 清



事業方針

地域のお客さまとの「であい」を大切に、ニーズに応じた金融サービスを提供することにより、さらに密接な「つながり」をひろげ共に豊かな暮らしづくりを目指し、地域経済の向上に努めてまいります。

○ガバナンスの強化

- ・コンプライアンスを重視し、不祥事の未然防止を図ります。
- ・法令等遵守（コンプライアンス）の徹底を図り、牽制機能の強化に努めます。
- ・疑わしい取引の窓口発見強化とシステムによる検知強化に努めます。

○安定収益の確保

- ・お客さまの立場に立った営業活動を行います。
- ・総合取引の推進により、お客さまの利便性向上に努めます。

○狭域高密度経営の実施

- ・定期的な訪問を通し、お客さまのニーズに迅速に対応いたします。
- ・地域に必要とされる訪問活動と訪問内容の充実を図ります。
- ・お客さまの心に残る窓口対応に努めます。

令和2年度 経営環境・事業概況

令和2年度は、信組らしさの追求と特性を発揮するために、ガバナンスの強化、安定収益の確保、狭域高密度経営の実施を方針に事業を展開してまいりました。

当該年度の国内経済は、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大により、あらゆる業種で影響を受けております。特に観光・飲食関連のサービス消費は低迷しており、今後ワクチン接種による感染拡大防止が期待されますが、現状では接種完了の見通しは立っておりません。

県内経済も同様に新型コロナウイルスの影響を受け、観光・飲食関連で特に大きな影響が出ています。感染者数の増加から、その拡大防止策として、県では一時独自の緊急事態宣言を発出いたしました。

売上が激減している事業者においては、給付金や助成金、コロナ対策制度融資等により凌いでいる状況ですが厳しい状況は当面続くものと思われま。

このような経済環境の中、組合員の皆様方のご支援をいただきながら役職員が一丸となって業務に努めてまいりました結果、当期の業績は次のようになりました。

預金は個人預金及び法人預金が増加し、期末残高 105,523 百万円（前期比 5,518 百万円増）期中平残 104,292 百万円（前期比 4,271 百万円増）となりました。

貸出金は事業資金を積極的に推進したことにより、期末残高 58,559 百万円（前期比：3,371 百万円増）期中平残 57,403 百万円（前期比 3,013 百万円増）となりました。

組合員数は前期比 79 人増加し 20,201 人、出資金は前期比 2 百万円増加し 880 百万円、金融再生法に基づく不良債権比率は前期比 0.12 ポイント低下し 5.88%となりました。

損益状況は業務純益 212 百万円、当期純利益は 97 百万円となり、健全経営の重要な指標であります自己資本比率は、国内基準を大きく上回る 9.64%となっております。

役員一覧

令和3年6月25日現在

会長	西塚一彦
理事長	西村清
常務理事	今田正志
常務理事	中村政彦
常勤理事	柴崎雅典
常勤理事	土屋治
非常勤理事	岡田誠(※)
非常勤理事	鈴木末三(※)
非常勤理事	吾妻正章(※)
非常勤理事	涌井正和(※)
常勤監事	武田一秀
非常勤監事	太田徳夫
員外監事	井上幸夫

令和3年度 新入職員



当組合は、職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

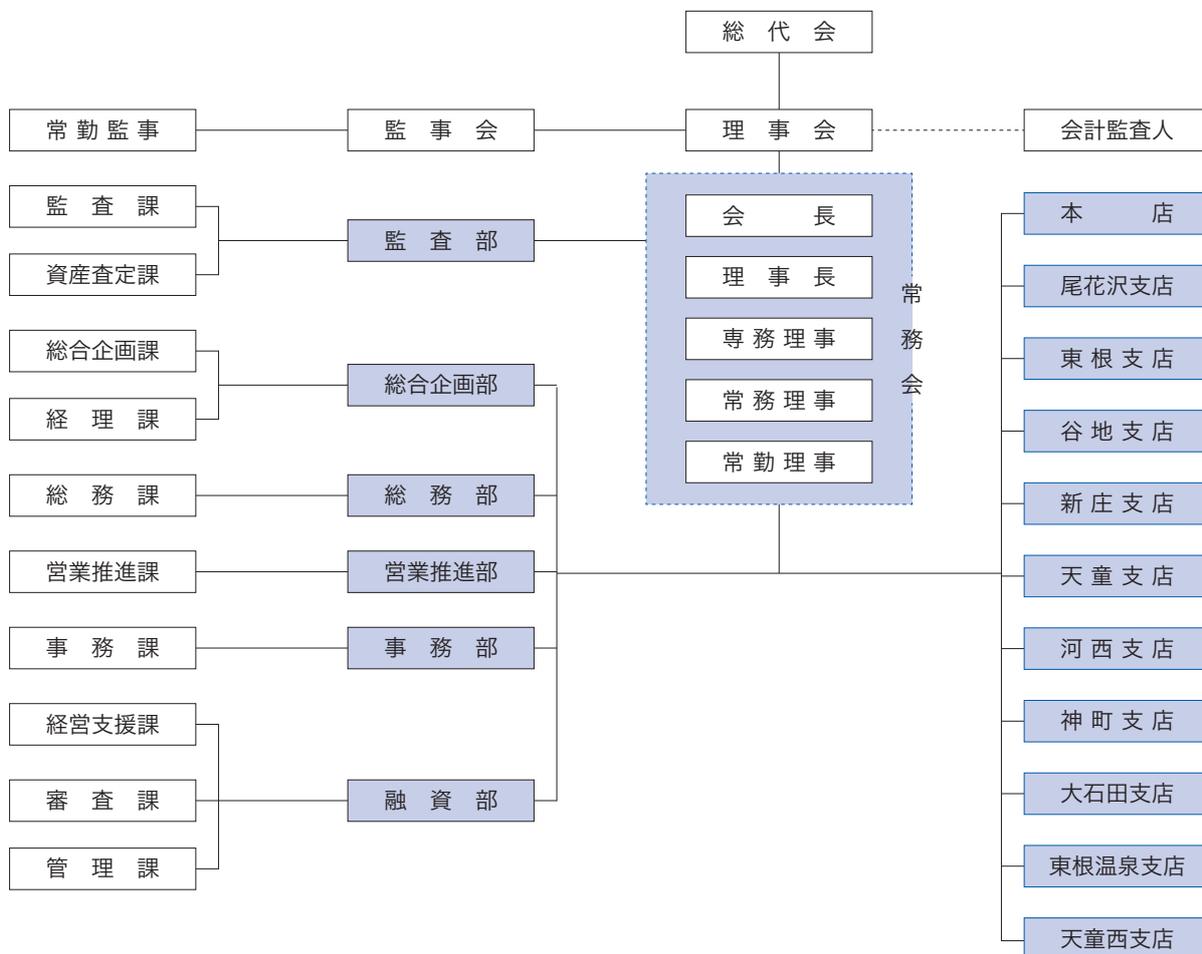
会計監査人の氏名又は名称

令和3年6月25日現在

公認会計士 植村義弘事務所
公認会計士 植村義弘

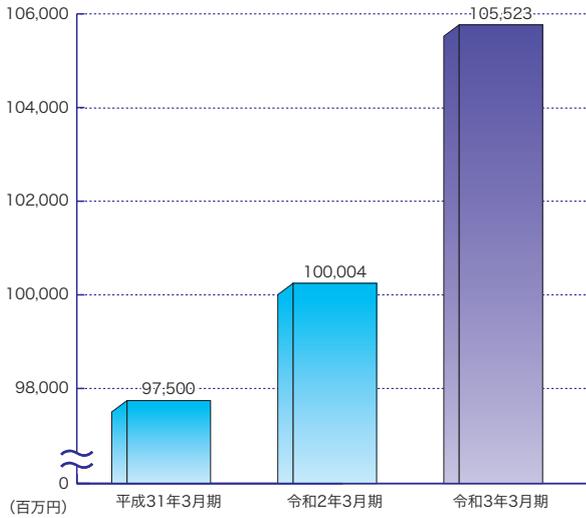
事業の組織

令和3年6月25日現在



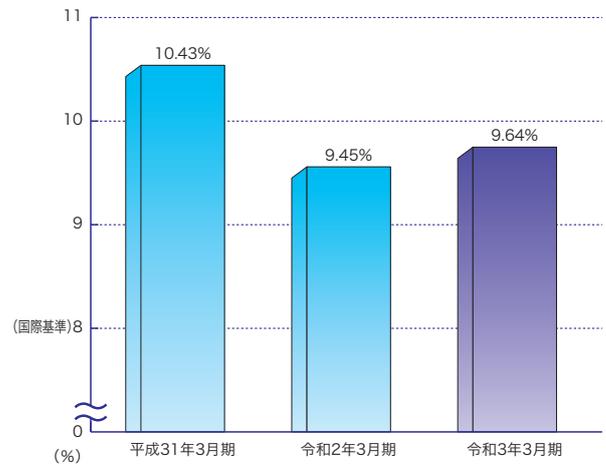
業績の推移

預金残高

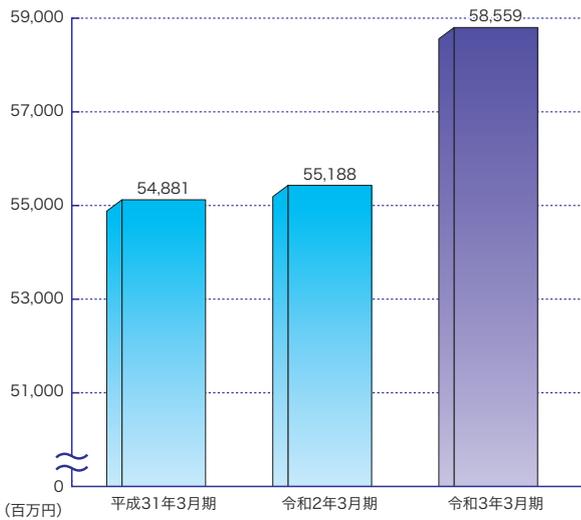


経営の健全状況

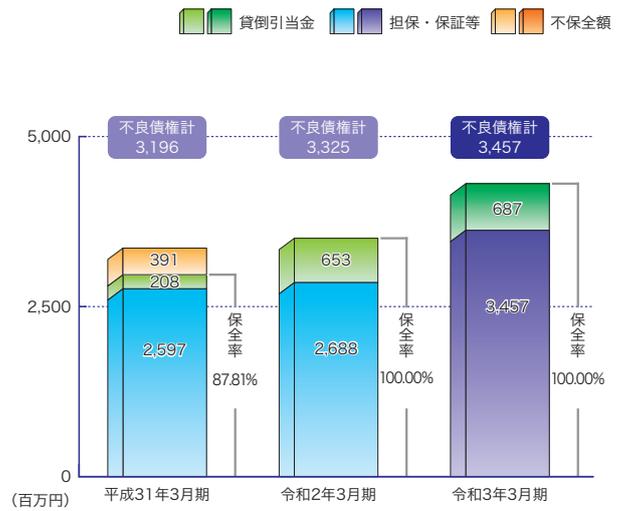
自己資本比率の推移



貸出金残高



金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況 (正常債権除く)



主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	1,684,882	1,701,239	1,469,402	1,595,498	1,462,048
経常利益	175,534	95,513	△ 567,336	△ 390,369	106,223
当期純利益	104,518	72,287	△ 649,467	△ 402,689	97,576
預金積金残高	95,323,816	96,484,551	97,500,644	100,004,729	105,523,363
貸出金残高	53,204,467	54,675,384	54,881,709	55,188,170	58,559,939
有価証券残高	15,872,071	13,785,582	12,236,969	15,139,487	17,038,471
総資産額	103,606,704	104,917,701	105,588,135	106,659,865	109,991,194
純資産額	4,856,289	5,069,877	4,671,767	3,969,589	4,081,260
自己資本比率(単体)	12.46 %	12.43 %	10.43 %	9.45 %	9.64 %
出資総額	879,254	877,067	878,831	878,141	880,037
出資総口数	8,792,549口	8,770,670口	8,788,310口	8,781,410口	8,800,370口
出資に対する配当金	17,643	17,596	17,457	17,461	17,521
職員数	127人	128人	124人	124人	126人

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

◆ 総代会

第 69 期通常総代会のご報告

令和 3 年 6 月 25 日当組合本店 4 階会議室において第 69 期通常総代会を開催し、次の事項が報告され、決議事項については原案通り可決されました。

■ 報告事項

第 69 期（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）事業報告並びに貸借対照表、損益計算書報告の件

■ 決議事項

- 第 1 号議案 第 69 期 剰余金処分案承認の件
- 第 2 号議案 第 70 期 事業計画案並びに収支予算案承認の件
- 第 3 号議案 理事・監事任期満了に伴う改選の件
- 第 4 号議案 退任理事・監事に対する退職慰労金贈呈の件



総代懇談会

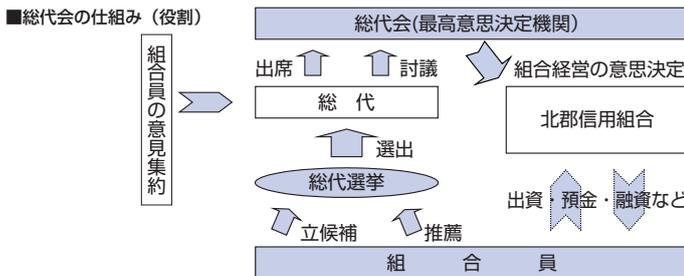
当組合では、総代の方々との懇談会を毎期開催しておりましたが、令和 2 年度はコロナウイルス感染症対策を踏まえ総代懇談会の開催を見送らせていただきました。総代の皆様からは、「第 69 期総代会」において貴重なご意見をいただき、事業運営の参考とさせていただきます。

当組合の総代会制度

○総代会制度について

組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合の組合員数は大変多く総会の開催は事実上不可能です。

当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令並びに定款の定めに基づいて総会に代わる総代会制度を採用しております。



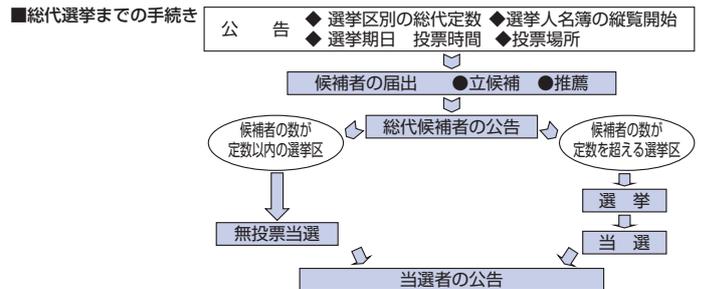
○総代の選出方法

(1)総代の任期と定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は定款により100名以上130名以内に定められており、令和3年6月25日現在の総代数は122名です。なお、令和3年3月31日現在の組合員数20,201名です。

(2)総代の選任方法

- ・組合員数に応じて地区毎に定数を定め、組合員の中から選挙により公平に選出されております。



総代選挙区および総代一覧（敬称略、順不同）

〈 〉内は令和3年6月25日現在です。（ ）内は就任回数

選挙区	定数	総代氏名							
村山地区 (本店) (河西支店)	27名 (24名)	川田 誠三(8)	氏井 隆夫(8)	佐藤 恒雄(17)	戸田 紘義(8)	高梨 正剛(7)	松岡 茂暎(6)	鈴木 健治(6)	
		坂井 雅雄(4)	菅井 武(4)	大石はるみ(4)	三好真理子(4)	伊豆倉良信(9)	菅井 実(2)	板垣 貞清(2)	
		柴崎 雅紀(2)	茨木 久弥(11)	佐藤 豊太(4)	矢作 勝美(3)	松田 芳信(3)	増川 良子(3)	渡部 一芳(2)	
		佐藤健三郎(1)	金子 一男(1)	笹原 謙司(1)					
尾花沢・大石田地区 (尾花沢支店) (大石田支店)	24名 (23名)	鈴木喜左夫(10)	大類 伸一(8)	奥山 稔一(12)	渡會 邦夫(6)	石山 新一(6)	戸津 宣夫(6)	菅原 明夫(6)	
		工藤 正廣(5)	斎藤 惣一(5)	笹原 賢治(5)	高橋 孝(4)	大類 司(4)	大貫 博幸(4)	三河 修司(4)	
		松本 良一(2)	田中 俊明(1)	花邑 広祥(1)	鈴木 俊明(1)	井上 正(10)	戸田 栄一(8)	木内昇太郎(7)	
		寺崎 勝美(7)	佐々木正美(5)						
東根地区 (東根支店) (神町支店) (東根温泉支店)	30名 (28名)	武田 武丸(16)	菅原孝太郎(8)	奥山 昭一(14)	斎藤 功初(11)	本間 勝(9)	天野 禎二(14)	相澤 恒夫(7)	
		辻村 貞雄(7)	飛川 和雄(7)	奥山 栄悦(7)	佐伯 信一(6)	石山政之輔(6)	矢作 正伸(2)	石山 憲一(2)	
		天野 誠也(1)	庄司 繁義(1)	寒河江 尚(11)	武田 次郎(15)	岡田 誠(8)	清野 五郎(7)	小野 泰義(6)	
		土田 善幸(5)	村上 信一(5)	土田 重行(3)	山田 貴一(5)	保科 敬(4)	菅 久美(4)	五十嵐律子(2)	
河北地区 (谷地支店)	15名 (14名)	竹屋 俊文(10)	和田 源吾(7)	鈴木 孝治(7)	鈴木 正寛(7)	宮地 真司(7)	長谷川禎吉(6)	斉藤 義二(5)	
		中上 亮一(4)	門脇 芳子(4)	高澤 文子(4)	丹野 隆夫(3)	軽部 勝美(3)	細矢 誓子(3)	渡辺 富雄(2)	
新庄・最上地区 (新庄支店)	18名 (17名)	早坂 幸久(11)	須田 光一(7)	青木 利美(12)	伊東 洋一(8)	田中 國明(9)	高橋 善明(10)	叶内 章二(6)	
		奥山新一郎(6)	江口 清治(6)	伊藤 喜一(5)	峯田 洋一(5)	軽部 耕行(4)	笹原 郁夫(2)	八鍬 和雄(2)	
		涌井 正和(1)	小屋 勝(1)	菅 芳金(1)					
天童地区 (天童支店) (天童西支店)	16名 (16名)	須藤 芳男(7)	植野 仁(6)	加藤 昌宏(5)	武田 貞夫(4)	伊藤 正広(4)	黄木 悦次(4)	川口 幸子(4)	
		小座間千代子(4)	佐藤 文昭(6)	東海林松男(5)	佐々木伸夫(4)	古澤 玲子(3)	黒田千鶴子(2)	土屋 昭智(2)	
		本田 孝之(1)	山本 昌平(1)						

総代の属性別構成比

職業別	個人 20.5%、個人事業主 31.1%、法人役員 48.4%
年代別	40代 1.6%、50代 4.1%、60代 23.8%、70代 45.1%、80代以上 25.4%
業種別	製造業 9.2%、農業 4.1%、建設業 12.2%、卸売業・小売業 37.8%、飲食店業 4.1% 不動産業 8.2%、運輸通信業 1.0%、電気・ガス・熱供給・水道業 1.0%、サービス業 11.2% 学術研究・専門・技術サービス業 8.2%、生活関連サービス業 1.0%、公務員 1.0%、宗教法人 1.0%

◆地域密着型金融の取組み状況

■地域貢献

当組合は、村山市、尾花沢市、東根市、新庄市、天童市、河北町、大石田町の5市2町に店舗を配置し、地元の中小事業者や勤労者・お住まいの方々が組合員となって、お互いに助け合い、ともに発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

組合員、お客様一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、つねにお客さまの事業の繁栄や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでまいります。

○取引世帯・人口

	村山市	尾花沢市	東根市	新庄市	天童市	河北町	大石田町	合計
世帯	7,581	4,873	16,573	12,753	22,595	5,954	2,059	72,388
取引世帯	5,538	3,827	6,631	4,145	3,985	3,046	1,230	28,402
人口	22,364	14,845	47,755	34,278	62,104	17,531	6,492	205,369
取引人口	10,160	6,907	11,597	6,006	6,318	5,261	2,304	48,553

※上記店舗を配置する5市2町の地区内に居住する約72,388世帯、205,369人の皆さまと、地域内で事業を営まれる中小企業・小規模事業者並びにそこに勤務される方々を対象に活動しており、現在約40%の世帯・24%の方々にお取引を頂いております。

○社会的な取組み

◆モンテディオ山形へ寄付金贈呈

「モンテディオ山形応援カードローン」平均残高の1%相当額（最高50万円）を選手育成資金としてモンテディオ山形に50万円寄付しました。11月17日の贈呈式で相田健太郎社長に目録を手渡し「残り試合で全勝を目指し頑張ってください」と激励いたしました。



◆山形ワイヴァンズへの寄付金贈呈

「山形ワイヴァンズ応援カードローン」平均残高の1%相当額（最高50万円）を選手育成資金としてパストラボ山形ワイヴァンズに50万円寄付しました。6月1日の贈呈式で吉村和文社長に目録を手渡し「来季のさらなる活躍を期待している」と激励いたしました。



◆地域の学童野球大会・小学生女子バレー大会に協賛

当組合では、地域貢献の一環として北村山スポーツ少年団が主催する野球大会とバレーボール競技大会へ協賛しております。学童新人野球は4回目を迎え8月22・23日の2日間開催されました。小学生女子バレーボール大会は2回目を迎え10月4日に開催されました。野球大会、バレーボール大会ともに熱戦が繰り広げられ大いに盛り上がりました。



◆村山市少年団への寄付金贈呈

しんくみピーターバンクカード利用額の0.5%を福祉団体などへ寄付しており、この度、村山市スポーツ少年団へ寄付金を贈呈いたしました。寄付金は、ワイヤレスマイク付き拡声器スピーカーの購入に役立てられました。



◆ 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況

■ 経営支援に関する取組み方針

経営革新等認定支援機関として外部支援機関との連携態勢を強化し、また、山形大学認定産学金連携コーディネーターとして職員36名が認定、東北大学主催の地域イノベーションアドバイザーとして2名登録し、お客さまの経営課題解決に向けた支援を実施しております。新型コロナウイルス感染拡大により、あらゆる業種が影響を受け厳しい状況下で、今後もコンサルティング機能を十分発揮し、地域活性化のために地域密着型金融を推進いたします。

■ 経営支援態勢

経営支援課では、営業店と一体となりお客様の支援活動を実施しております。新型コロナウイルスの影響を受けているお客様に対し、定期的なモニタリングを実施しております。

また、条件変更等が行われたお客先を対象に、経営改善計画策定支援と策定後のフォローを行っております。

各営業店による独自支援に加え、経済産業省の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」等の専門家派遣事業を進めております。

■ 経営支援に関する取組み状況

○ 経営改善支援等の取組み状況

		期初	うち	αのうち期末	αのうち期末	αのうち再生	経営改善	ランク	再生計画
		債務者数							
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先	①	1,197	61		56	1	5.09%		1.63%
要 注 意 先	うちその他要注意先	②	53	2	50	27	41.73%	3.77%	50.94%
	うち要管理先	③	1	0	0	1	100.00%	0.00%	100.00%
破綻懸念先	④	55	39	2	36	18	70.90%	5.12%	46.15%
実質破綻先	⑤	48	10	0	9	1	20.83%	0.00%	10.00%
破綻先	⑥	2	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
小計(②～⑥の計)		233	103	4	95	47	44.20%	3.88%	45.63%
合 計		1,430	164	4	151	48	11.46%	2.43%	29.26%

1. 期初債務者数及び債務者区分は令和2年4月当初の債務者数です。
2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、独自支援先、モニタリング先、山形県よろず支援拠点及び専門家派遣先等を含みます。但し個人ローン、住宅ローンなどの先は含んでおりません。
3. βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組み先で、期中に完済した債務者はαに含めておりますがβには含めておりません。
4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。
5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

■ 外部機関と連携した支援の取組み実績

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」及び「山形県事業引継ぎ支援センター」の専門家派遣状況

テーマ	創業支援	補助金	事業承継	販売促進	経営改善	商品開発	その他	計
先数	2	3	3	1	3	1	2	15

■ 創業・新事業支援への取組み実績

	令和2年度実行	
	件数	金額
産業活性化資金	4件	37百万円
開業支援資金	20件	127百万円

(注) 創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

■ 各種補助金及び給付金申請に係る支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響や各種制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ等）等に対応するため、以下の補助金及び給付金申請に係る支援を行いました。

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- ・事業再構築補助金
- ・持続化給付金
- ・月次支援金
- ・小規模事業者持続化補助金
- ・家賃支援給付金

■ 外部機関を活用した地域経済への貢献

○ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）

中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り改善等の経営課題に対して、ワンストップで対応する山形県よろず支援拠点と山形大学産学金連携プラットフォーム及びミラサポの連携による専門家派遣の実施をして、お客様の課題解決に取り組んでおります。さらに事業承継等課題解決のため、山形県事業引継ぎ支援センターの積極的活用にも取り組んでおります。

トピックス

■人材育成

足のきたしんを実践するための研修を通し、営業担当者のスキルアップに努めております。



電話セールス研修



新営業スタイル研修

当組合のあゆみ

- 昭和27年 10月 7日 / 営業開始（初代理事長 伊豆倉精治）
- 昭和32年 6月 1日 / 尾花沢出張所開設
同33年 9月支店昇格
- 昭和36年 12月 4日 / 東根支店開設
- 昭和41年 1月 24日 / 谷地支店開設
- 昭和42年 11月 1日 / 新庄連絡所設置
同43年 5月支店昇格
- 昭和45年 8月 1日 / 信用組合内国為替業務認可
- 昭和55年 7月 21日 / 本店現在地に新築移転
- 昭和56年 1月 4日 / 第2代理事長に松田好市就任
- 昭和57年 10月 25日 / 天童支店開設
- 昭和60年 5月 7日 / 第3代理事長に菅井亨就任
- 昭和61年 8月 11日 / 河西支店開設
- 昭和62年 10月 12日 / 神町支店開設
- 平成 2年 12月 9日 / サンデーバンキングスタート
- 平成 4年 11月 9日 / 大石田支店開設
- 平成 5年 5月 24日 / 東根温泉支店開設
- 平成 6年 4月 1日 / 日本銀行歳入復代理店指定

- 平成10年 2月 23日 / 共同オンラインスタート
- 平成12年 12月 18日 / インターネットバンキング
モバイルバンキングスタート
- 平成14年 9月 21日 / 創立50周年記念式典
- 平成16年 5月 31日 / アイワイバンク（現セブン銀行）
ATM利用提携開始
- 平成16年 6月 25日 / 第4代理事長に後藤義弘就任
- 平成19年 5月 7日 / 第5次オンラインシステムスタート
- 平成19年 6月 25日 / 第5代理事長に西塚一彦就任
- 平成20年 2月 1日 / 研修所開設
- 平成24年 10月 16日 / 創立60周年記念旅行
- 平成25年 2月 18日 / でんさいネットスタート
- 平成27年 5月 7日 / 第6次オンラインシステムスタート
- 平成28年 5月 9日 / 天童西支店開設
- 平成29年 5月 8日 / 東根温泉支店を東根支店へ移設
- 令和元年 6月 25日 / 第6代理事長に菅原正俊就任
- 令和 3年 6月 25日 / 第7代理事長に西村清就任

主要な事業の内容

■預金業務

①預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、財形貯蓄預金等を取扱っております。

②譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

■貸出業務

①貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。

②手形の割引

銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取扱っております。

■有価証券投資業務

国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

■内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を行っております。

■附帯業務

①債務の保証業務

②有価証券の貸付業務

③国債等の引き受け業務

④代理業務

- ・全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理店貸付業務
- ・日本銀行の歳入復代理店業務
- ・地方公共団体の公金取扱業務
- ・株式払込金の受け入れ代理業務および株式配当金の支払代理業務
- ・保護預りおよび貸金庫業務
- ・保険業法により行う保険の締結又は媒介
- ・個人向け国債の窓口販売

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当組合は、地域金融機関として公共性を果たすべき社会的使命を正しく認識するとともに、高い倫理観を持ちルールを守ることを当然の責務として、地域社会に信頼されるため努めていかなることはありません。

そのための具体的な取組みとして、コンプライアンスのあり方を示した「北郡信用組行動綱領」、および「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、会議、研修を通して全役職員のコンプライアンスに対する意識の高揚を図っております。

また、コンプライアンスの実現を目指し、本部・営業店にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を配置し、統括部署を総合企画課に置き「コンプライアンス・プログラム」を策定して、計画の実行に取組むとともに態勢の強化にも取り組んでおります。

◎北郡信用組行動綱領

1. 信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。
2. 地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。
4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用組合を取り巻く幅広い利害関係者と建設的な対話を通して、地域社会からの理解と信頼を確保し、自らの存在価値の向上を図る。
5. すべての人々の人権を尊重する。
6. 職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
8. 信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

リスク管理態勢

○統合的リスク管理方針

1. 統合的リスク管理の目的

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的とするものです。

2. 理事及び理事会

- (1) 理事長は、当組合の統合的リスク管理を統括して、統合的リスク管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知します。
- (2) 理事会は、統合的リスク管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定める統合的リスク管理規程を策定するとともに、統合的リスク管理に関する重要事項を審議して、統合的

リスク管理態勢を構築・推進します。

- (3) 統合的リスク管理担当理事は、理事会の議決に基づき、統合的リスク管理統括部署に対する指揮・命令を通じて、当組合の統合的リスク管理態勢を整備及び充実・強化にあたります。

3. 統合的リスク統括部

- (1) 統合的リスク管理統括部署（以下「統括部署」という。）は総合企画部とします。
- (2) 統括部署は、各リスクの管理所管部署と連携して、当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して、統合的リスク管理態勢の充実・強化にあたります。
- (3) 統括部署は、統合的リスク管理のため、関係各部署より必要な情報収集をするとともに、各リスクの管理所管部署に対して必要な指示をします。

4. 各リスク管理所管部

管理対象各種リスクについては次の区分に従い、それぞれの管理規程の策定等を通じて管理するものとし、リスク区分に応じて、次のように各リスクの管理所管部を定めます。

①信用リスク	監査部・融資部
②市場リスク	総合企画部
③流動性リスク	総合企画部
④オペレーショナルリスク	
・事務リスク	事務部
・システムリスク	事務部
⑤法務リスク	総合企画部
⑥風評リスク	総合企画部

5. リスクへの対応及び管理体制

資産・負債を統合管理することを目的としたALM委員会にてその管理状況を確認し、また対応策等を協議します。協議の内容は理事長に報告するものとします。

決議を必要とする事項については、常務会で検討し決定するものとします。

6. リスク限度枠の設定

当組合の各種リスクが顕在化した場合における損失額、資産・負債の額、収益計画等を踏まえて、経営の健全性確保のため、リスク限度枠を設定します。

7. 統合的リスクの評価、削減等

- (1) 各種リスクのモニタリングは、管理所管部署がそれぞれのリスク管理規程に基づき、日常業務として行ないます。
- (2) 統括部署は、各リスクの管理所管部署でモニタリングしている以外の統合的リスク管理上必要なリスク量について、継続的に把握・評価するものとします。
- (3) 統括部署は、上記のリスク評価に基づき、リスク量が過大となった場合に、ALM委員会では協議のうえ削減方策等を策定して、常務会の承認を得て、これを実行します。
- (4) 統括部署は、上記リスク削減計画の実施状況をモニタリングして統合的リスク管理担当理事に報告します。
- (5) 統括部署は、リスク管理態勢上の問題点については適時、適切に統合的リスク管理担当理事に報告し、統合的リスク管理担当理事は、これを常務会・理事会に報告します。

8. 監査

統合的リスク管理態勢については、定期的に又は必要に応じて随時、監査部による内部監査を実施します。

9. 新規商品等

各担当部署が新規商品・新規業務を取り扱おうとする場合は、事前に各担当部署が新規商品・新規業務に係るリスク発生見込み等を統括部署に報告し、統括部署は各リスクの管理担当部署から意見を聴取して、既往商品・既往業務に適用されるリスク管理が適用可能か否かを十分検討して、その検討結果について統合的リスク管理担当理事に報告のうえ、理事長の承認を得るものとします。

金融円滑化に関する基本方針

当組合は、地域のお客さまの金融円滑化をさらに推進するために、その取組の基本方針を下記のとおり策定しました。この基本方針に基づいて、地域の金融円滑化に積極的に取り組んでまいります。

1. 当組合の方針について

中小企業のお客さま及び住宅資金ご利用のお客さまの金融円滑化を図るために、積極的および真摯に取り組みます。

2. 具体的な対応について

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守のうえ、顧客の情報を厳格に管理し、その正確性・機密保持に努めます。

(1) 中小企業のお客さまへの対応

① 新規の融資申込み

事業の特性及びその状況を十分に勘案し、積極的に資金の申込みに対応します。

② 条件変更・旧債の借換え

イ. 申込み相談を受けたときは、積極的に対応します。

ロ. 申込みを妨げないものとします。

ハ. 申込みの意思に反して申込みを取り下げさせません。

ニ. 申込み条件をつけるときは、その理由を十分に説明します。

ホ. 謝絶するときは、具体的な理由を丁寧に説明します。

ヘ. 経営改善計画の策定に向けて真摯に議論します。

ト. 経営改善計画の策定要請がある場合は、支援します。

チ. 経営改善計画の進捗状況を把握し、必要に応じて助言を行います。

リ. 他の金融機関および信用保証協会等との緊密な連携を図ります。

③ 支援態勢

イ. 適切な経営課題解決策の提案・実行

① 当組合は、条件変更等を実施した中小企業のお客さまの経営課題を把握・分析した上で、適切な解決策を提案・実行します。

② 経営課題解決策を踏まえた、実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の策定支援を行います。

ロ. 新規の信用供与

① 条件変更等を実施した中小企業のお客さまに対しても、業況や財務等の改善につながると判断される場合は、積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行います。

ハ. 条件変更等実施後の進捗管理

① 条件変更等実行後の状況を継続的にモニタリングすると共に経営支援を行います。

② 必要に応じ、顧客からの要請により経営改善再策定（見直し）支援を行います。

③ 関連する金融機関が複数存在する場合は、連携先と共同して進捗管理・経営改善計画再策定（見直し）支援を行います。

(2) 住宅資金ご利用のお客さまへの対応

① 条件変更・旧債の借換え

イ. 将来にわたる無理のない返済に向けての、財産及び収入の状況を勘案して積極的に対応します。

ロ. 申込みを妨げないものとします。

ハ. 申込み条件をつけるときは、その理由を十分に説明します。

ニ. 申込人の意思に反して申込みを取り下げさせません。

ホ. 謝絶するときは、具体的な理由を丁寧に説明します。

ヘ. 他の金融機関等との緊密な連携を図ります。

3. 対応の記録・保存について

(1) 中小企業のお客さま及び住宅資金ご利用のお客さま

① 申込みがあった場合には、その内容を記録し保存します。

② 謝絶又は取下げに至った理由を具体的に記録し保存します。

③ 苦情相談を受けた場合は、具体的に記録し保存します。

4. 管理態勢について

(1) 理事会の役割・責任

① 金融円滑化管理方針・規程を順守します。

② 重要事項を審議し、金融円滑化管理態勢を強化します。

(2) 理事長の役割・責任

① 金融円滑化管理態勢を統括・管理します。

② 金融円滑化管理態勢に係る基本的事項及び必要事項を周知します。

(3) 管理担当理事の役割・責任

① 金融円滑化管理責任者に対して指揮・命令を行います。

② 金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化を図ります。

(4) 管理責任者（経営支援課長）の役割・責任

① 金融円滑化管理態勢を推進します。

② 管理規程の策定・見直し等管理態勢の基本的事項を立案します。

(5) 管理統括部（融資部）の役割・責任

① 管理責任者と連携し、管理に関する事項を一元的に管理・統括します。

② 金融円滑化管理態勢を充実・強化します。

(6) 管理担当者（店舗長）の役割・責任

① 管理統括部と連携し、各営業店における金融円滑化管理態勢を推進します。

② 管理統括部の指示に基づく管理に係る研修計画を策定・実施します。

(7) 相談等窓口の役割・責任

① 金融円滑化に関するお客さまからの相談等の内容を記録簿に記載します。

② 管理担当者（店舗長）へ相談等の内容を報告します。

5. 体制整備の概要

(1) 相談窓口の設置 (2) 広報体制（ホームページ等）

(3) 職員の研修体制 (4) 訪問による支援体制

(5) 夜間相談会の開設等 (6) 苦情相談窓口の設置

キャッシュカードの安全対策について

■ A T Mご利用に関して

○ 1日当りの出金および振込限度額

出金限度額	1日当り 100万円（なお、1回当り紙幣枚数 50枚まで）
振込限度額	1日当り 100万円（1回当り 100万円） （注）ただし、当組合のATMでは現金でのお振込みはできません。

○ お客さまからの申し出により、口座単位でのATM出金限度額の設定ができます。詳しくは窓口にお申し出下さい。

○ お客さまご自身で、ATMにより暗証番号の変更ができます。

○ 当組合では、管理者及び一定の職員でカード発行処理を行い、暗証番号はカード発行後速やかに管理者立会いのもとシュレッダー処理しております。

■ 偽造・盗難カード等による被害にあわないためのご注意

・ 第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。

・ 暗証番号は、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号等の他人に推測されやすい番号以外をお勧めします。

・ 当組合の職員や警察官がATMコーナーや電話等で暗証番号を確認することはありません。ご不審な場合は、お取引店にご照会ください。

・ キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすいところに放置しないでください。

■ カード紛失・盗難時の緊急連絡先

万が一、カードの紛失や盗難にあった時は下記の緊急連絡先までご連絡ください。また、カードが盗難・偽造に遭われた際には、必ず最寄の警察にも届出てください。

受付	受付時間帯	連絡 TEL	連絡先
平日	9:00～17:00	当組合の各営業店(店舗一覧をご覧ください)	しんくみ ATMセンター
	17:00～翌朝9:00		
土・日・祝日	24時間	047-498-0151	

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

■ 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：北郡信用組合 総合企画部 総合企画課】0237-55-5585

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://kitagunshinkumi.jp/>

■ 紛争解決措置

仙台弁護士会 紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）、東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、左記北郡信用組合 総合企画部 総合企画課または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日

（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

（全国信用組合会館内）

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター（電話：0570-022808）

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
経常収益	1,595,498	1,462,048
資金運用収益	1,329,770	1,258,739
貸出金利息	1,131,933	1,065,851
預け金利息	54,944	50,056
有価証券利息配当金	124,649	125,228
その他の受入利息	18,243	17,602
役務取引等収益	64,118	71,477
受入為替手数料	25,011	24,586
その他の役務収益	39,107	46,890
その他業務収益	52,683	82,729
国債等債券売却益	37,089	74,321
国債等債券償還益	—	50
その他の業務収益	15,594	8,356
その他経常収益	148,925	49,102
償却債権取立益	141,178	14,199
株式等売却益	7,451	19,793
その他の経常収益	295	15,109
経常費用	1,985,867	1,355,824
資金調達費用	46,733	26,300
預金利息	29,122	21,797
給付補填備金繰入額	17,456	4,334
その他の支払利息	153	168
役務取引等費用	171,354	166,093
支払為替手数料	11,373	10,676
その他の役務費用	159,980	155,417
その他業務費用	55,605	58,552
国債等債券売却損	1,625	49,217
その他の業務費用	53,980	9,334
経費	1,055,382	1,024,779
人件費	701,392	673,457
物件費	337,653	334,405
税金	16,337	16,915
その他経常費用	656,792	80,098
貸倒引当金繰入額	540,822	17,983
株式等売却損	25,700	45,037
株式等償却	73,327	—
その他の経常費用	16,941	17,077
経常利益	△ 390,369	106,223
特別損失	584	3
固定資産処分損	584	3
税引前当期純利益	△ 390,953	106,220
法人税・住民税及び事業税	2,275	1,171
法人税等還付額	△ 10,178	—
法人税等調整額	19,639	7,472
法人税等合計	11,736	8,644
当期純利益	△ 402,689	97,576
繰越金(当期首残高)	66,540	46,388
当期末処分剰余金	△ 336,149	143,965

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当りの当期純利益 11円01銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	△ 336,149	143,965
積立金取崩額	400,000	—
特別積立金取崩額	400,000	—
経営基盤強化積立金取崩額	—	—
剰余金処分量	17,461	17,521
普通出資に対する配当金	17,461	17,521
	(年2%の割合)	(年2%の割合)
繰越金(当期末残高)	46,388	126,444

◆ 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である植村義弘公認会計士の監査のほか監事監査を受けております。

◆ 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は、当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第69期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月28日

北郡信用組合

理事長 西村 清

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。その他の有価証券の評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については、定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年	その他	3年～20年
----	--------	-----	--------
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）の協力の下に監査部（資産査定部署）が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,937,080千円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、簡便法に基づき計算した退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当事業年度末において発生していると見込まれる額を計上しております。

なお、当組合は複数の信用組合により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

 - 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額	326,130,374千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	282,169,688千円
差引額	43,960,686千円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成31年4月分 至令和2年3月分）0.644%
 - 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484,673千円（及び別途積立金64,445,359千円）である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金13,216千円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記②の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
- 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 440,412千円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,616,974千円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は22,780千円、延滞債権額は3,430,915千円あります。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,453,695千円あります。

なお、15から18に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は154,142千円あります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金 5,500,000千円
------------	-----------------

上記のほか、為替保証金として預け金1,700,000千円、日本銀行蔵入復代埋店取引のために預け金9,500千円を担保として提供しております。

- 出資1口当たりの純資産額は474円85銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、経営陣と担当部署による審査会および常務会・理事会において、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程において、リスク管理方法について明記しており、ALM委員会において協議された事項を常務会に上呈し、常務会は実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ペースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクを内包する債券に関して、個別の債券ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督のもと有価証券運用規程に従い行われております。

リスク管理は、総合企画部が継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っており、これらの情報は理事会に定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金・貸出金及び有価証券であります。

当組合ではこれらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRはモンテカルロ法（保有期間40日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和3年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で461,148千円です。

なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合は、流動性リスク管理規程に基づきリスクの管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。 (単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金（*1）	32,623,762	32,792,766	169,003
(2)有価証券			
その他有価証券	17,036,934	17,036,934	-
(3)貸出金（*1）	58,559,939	58,402,990	
貸倒引当金（*2）	△720,254		
	57,839,685	58,402,990	563,304
金融資産計	107,500,382	108,232,690	732,308

(1)預金積金(※1)	105,523,363	105,558,546	35,182
金融負債計	105,523,363	105,558,546	35,182

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①、②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は以下のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	1,536
組合出資金(※2)	500,400
合 計	501,936

(※) 非上場株式及び組合出資金(全信組連出資金)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的に区分した有価証券はありません。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	71,582	54,725	16,856
債 券	4,897,897	4,848,874	49,024
地 方 債	392,857	380,572	12,286
社 債	4,505,040	4,468,301	36,738
投 資 信 託	2,187,707	2,119,313	68,394
そ の 他	405,127	401,355	3,771
小 計	7,562,315	7,424,268	138,046

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	131,944	163,170	△ 31,226
債 券	7,202,330	7,330,747	△ 128,417
国 債	592,360	599,105	△ 6,745
地 方 債	790,060	800,000	△ 9,940
社 債	5,819,910	5,931,642	△ 111,732
投 資 信 託	1,987,074	2,049,539	△ 62,465
そ の 他	153,270	156,573	△ 3,302
小 計	9,474,619	9,700,031	△ 225,412
合 計	17,036,934	17,124,299	△ 87,365

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券の時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価の下落率が50%以上の場合、および30%以上の下落が決算日時点で6ヶ月以上継続し、過去6ヶ月間で一度も30%未満に縮小しなかった場合」とし「回復する可能性がある場合を除き減損処理の対象」としてあります。

25. 当事業年度に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,089,653千円	94,115千円	94,254千円

26. 保有目的を変更した有価証券はありません。

27. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超～5年以内	5年超～10年以内	10年超
債 券		1,296,800	5,887,740	4,915,688
(国 債)	(-)	(-)	(-)	(592,360)
(地 方 債)	(-)	(-)	(-)	(1,182,918)
(社 債)	(-)	(1,296,800)	(5,887,740)	(3,140,410)
投 資 信 託	-	-	3,508,950	-
そ の 他	101,547	255,299	102,940	98,611
合 計	101,547	1,552,099	9,499,630	5,014,299

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,368,676千円であります。これらは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金償却有利分	7,197,299千円
貸倒引当金	1,465,633
減価償却費	4,044,999
税務上の繰越欠損金	1,101,877
その他有価証券評価額	2,416,655
その他	57,402
繰延税金資産小計	1,098,546
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,101,877
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	988,359
評価性引当額小計	△ 1,098,546
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
前払年金費用	2,987,755
繰延税金負債合計	2,987,755
繰延税金負債の純額	2,987,755千円

(a) 評価性引当金が2,647千円減少しております。この減少の主な要因は貸出金償却有利分が当事業年度61,017千円減少した一方で、税務上の繰越欠損金に係る評価引当金が32,377千円増加したこと等によるものであります。

(b) 税務上の繰越欠損金は全額回収不能と判断しております。

30. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より会計上の見積りに関する注記を31.に記載しております。

31. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度にかかる計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

当事業年度の計算書類に計上した金額 722,264千円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な前提及び仮定として、貸出先等の決算書に基づく財務情報等を基礎として債務者の信用リスクを評価し、足許の業績の状況や返済実績等を踏まえて債務者区分を判定し債権の資産査定を行っております。また、担保の処分可能見込額は、担保不動産に係る路線価や固定資産税評価額等を基礎として、当組合の過去の回収実績と将来の価値の変動見直しから個別に評価しております。

なお、貸出先等の業績変化等により、債務者区分の判定に用いた仮定が変化した場合や担保不動産の評価に用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度の計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

当事業年度において減損損失はありませんでしたが、当組合は、収益性の低下した事業用資産がある場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該額を減損損失として計上しております。この見積りを行う上での主要な仮定は、「各営業店の将来キャッシュ・フローの見直し」であります。「各営業店の将来キャッシュ・フローの見直し」は、各営業店の貸出金及び預金積金の将来平積み及び利回り、人件費・物件費見込及び貸倒れ等と信用関係費用の見込等に基づき計算しております。

将来の業績変化等により各営業店の将来キャッシュ・フローの当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等の固定資産に減損のリスクがあります。

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	1,329,770	1,258,739
資金調達費用	46,733	26,300
資金運用収支	1,283,037	1,232,438
役務取引等収益	64,118	71,477
役務取引等費用	171,354	166,093
役務取引等収支	△ 107,235	△ 94,616
その他業務収益	52,683	82,729
その他業務費用	55,605	58,552
その他の業務収支	△ 2,921	24,176
業務粗利益	1,172,880	1,161,999
業務粗利益率	1.10%	1.06%
業務純益	178,101	212,125
実質業務純益	117,498	137,220
コア業務純益	135,821	121,020
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	135,821	121,020

- (注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
 2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債権損益

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
役務取引等収益	64,118	71,477
受入為替手数料	25,011	24,586
その他の受入手数料	29,524	33,917
その他の役務取引等収益	9,582	12,973
役務取引等費用	171,354	166,093
支払為替手数料	11,373	10,676
その他の支払手数料	99,992	96,101
その他の役務取引等費用	59,987	59,315

経費の内訳

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
人 件 費	701,392	673,457
報酬給料手当	562,077	566,192
退職給付費用	61,737	28,676
そ の 他	77,577	78,589
物 件 費	337,653	334,405
事務費	161,346	166,667
固定資産費	63,868	66,324
事業費	29,739	22,679
人事厚生費	11,348	7,368
有形固定資産償却	39,582	40,124
無形固定資産償却	99	-
そ の 他	31,669	31,241
税金	16,337	16,915
経費合計	1,055,382	1,024,779

受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	37,780	△ 71,031
支払利息の増減	△ 5,445	△ 20,432

業務純益

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
業 務 純 益	178,101	212,125

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度
資金運用利回(a)	1.25	1.16
資金調達原価率(b)	1.07	0.99
総資金利鞘(a-b)	0.18	0.17

- (注) 資金運用利回り=資金運用収益/資金運用勘定平均残高×100
 資金調達原価率=資金調達費用-金銭の信託運用見合費用+経費/資金調達勘定平均残高×100

総資産利益率

(単位：%)

項 目	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	△ 0.36	0.96
総資産当期純利益率	△ 0.37	0.88

- (注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

預貸率および預証率

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度	
預 貸 率	(期 末)	55.18	55.49
	(期中平均)	54.37	55.04
預 証 率	(期 末)	15.13	16.14
	(期中平均)	13.86	15.70

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	37,089	74,321
国債等債券償還益	-	50
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	15,594	8,356
その他業務収益合計	52,683	82,729

◆ 資金運用・資金調達

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)
資 金 運 用 勘 定	令和元年度	106,193	1,329,770	1.25
	令和2年度	108,382	1,258,739	1.16
うち貸出金	令和元年度	54,389	1,131,933	2.08
	令和2年度	57,403	1,065,851	1.85
うち預け金	令和元年度	37,438	54,944	0.14
	令和2年度	34,099	50,056	0.14
うち金融機関貸付等	令和元年度	3,263	18,415	0.56
	令和2年度	3,299	17,265	0.52
うち有価証券	令和元年度	13,864	124,649	0.89
	令和2年度	16,379	125,228	0.76
資 金 調 達 勘 定	令和元年度	102,873	46,733	0.04
	令和2年度	105,144	26,300	0.02
うち預金積金	令和元年度	100,021	46,579	0.04
	令和2年度	104,292	26,131	0.02
うち譲渡性預金	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
うち借入金	令和元年度	2,820	—	0.00
	令和2年度	818	—	0.00

預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	28,244,564	28.2	35,287,838	33.8
定期性預金	71,776,998	71.8	69,004,947	66.2
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	100,021,563	100.0	104,292,785	100.0

預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	87,802,107	87.8	89,547,756	84.9
法 人	12,202,621	12.2	15,975,607	15.1
一般法人	10,161,375	10.7	14,398,081	14.1
金融機関	6,406	0.0	274	0.0
公 金	1,499,096	1.5	1,038,453	1.0
合 計	100,004,729	100.0	105,523,363	100.0

定期預金種類別残高

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
固定金利定期預金	57,855,020	58,642,961
変動金利定期預金	12,315	12,315
積立定期預金	2,190	3,574
期日指定定期預金	189,074	170,155
合 計	58,058,600	58,829,006

1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
1店舗当りの預金残高	9,091,339	9,593,033
1店舗当りの貸出金残高	5,017,106	5,323,630

財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
財形貯蓄残高	79,656	68,934

役職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度
役職員1人当りの預金残高	763,394	793,408
役職員1人当りの貸出金残高	421,283	440,300

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	2,503	4.5	3,025	5.2
農業、林業	306	0.6	282	0.5
漁業	—	—	1	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	12	0.0	9	0.0
建設業	4,514	8.2	5,833	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.0	15	0.0
情報通信業	18	0.0	20	0.0
運輸業、郵便業	1,015	1.8	1,333	2.3
卸売業、小売業	3,713	6.7	4,688	8.0
金融業、保険業	3,321	6.0	3,218	5.5
不動産業	3,594	6.5	3,793	6.5
物品賃貸業	14	0.0	54	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	1,031	1.9	1,056	1.8
宿泊業	1,482	2.7	1,511	2.6
飲食業	1,208	2.2	1,745	3.0
生活関連サービス業、娯楽業	785	1.4	1,005	1.7
教育、学習支援業	—	—	11	0.0
医療、福祉	166	0.3	193	0.3
その他のサービス	2,368	4.3	2,608	4.5
その他の産業	53	0.1	90	0.2
小計	26,124	47.3	30,500	52.1
国・地方公共団体等	3,902	7.1	3,736	6.4
個人(住宅・消費・納税資金等)	25,161	45.6	24,323	41.5
小計	29,063	52.7	28,060	47.9
合計	55,188	100.0	58,559	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金担保別残高

(単位：千円、%)

区分	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	848,194	1.5	714,655	1.2
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	18,522,586	33.6	17,743,163	30.3
その他	—	—	—	—
小計	19,370,780	35.1	18,457,819	31.5
信用保証協会・信用保険	9,959,828	18.0	15,874,233	27.1
保証	18,410,908	33.4	17,286,483	29.5
信用	7,446,651	13.5	6,941,403	11.9
合計	55,188,170	100.0	58,559,939	100.0

貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	249,690	0.5	180,492	0.3
手形貸付	2,391,609	4.4	1,884,709	3.3
証書貸付	49,511,535	91.0	53,304,556	92.9
当座貸越	2,236,697	4.1	2,033,595	3.5
合計	54,389,532	100.0	57,403,354	100.0

貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区分	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	21,493,512	39.0	26,166,473	44.7
設備資金	33,694,657	61.0	32,393,346	55.3
合計	55,188,170	100.0	58,559,819	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

項目	令和元年度末	令和2年度末
固定金利	17,614,840	24,131,459
変動金利	37,573,330	34,428,480
合計	55,188,170	58,559,939

債務保証見返担保別残高

(単位：千円、%)

科目	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
預金・積金	-	-	-	-
不動産	138,000	99.1	126,000	99.1
保証	1,282	0.9	1,092	0.9
信用	-	-	-	-
合計	139,282	100.0	127,092	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区分	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	3,812,962	17.8	3,727,978	17.7
住宅ローン	17,611,271	82.2	17,284,127	82.3
合計	21,424,233	100.0	21,012,105	100.0

貸出先の金額階層別構成

(単位：千円、%)

金額階層別	令和元年度末		令和2年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
500万円以下	4,242,610	7.6	4,060,813	6.9
500万円超 1,000万円以下	4,064,713	7.3	4,207,006	7.2
1,000万円超 3,000万円以下	17,854,435	32.4	18,048,730	30.9
3,000万円超 5,000万円以下	7,094,891	12.9	7,756,815	13.2
5,000万円超 1億円以下	4,798,241	8.7	5,893,331	10.1
1億円超 3億円以下	8,164,319	14.8	9,725,871	16.6
3億円超	8,968,955	16.3	8,867,981	15.1
合計	55,188,170	100.0	58,560,556	100

有価証券の種類別平均残高

(単位：千円、%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	12,295	0.1	292,872	1.8
地方債	389,323	2.8	759,007	4.6
社債	8,677,221	62.6	10,348,875	63.2
株式	487,421	3.5	301,070	1.8
その他の証券	4,298,316	31.0	4,677,619	28.6
合計	13,864,578	100.0	16,379,443	100

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項目	年度	取得価格または契約価格	時価	評価損益
有価証券	令和元年度末	15,354,090	15,139,487	△ 214,602
	令和2年度末	17,125,836	17,038,471	△ 87,365

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会：平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。
2. 「金銭の信託」、「デリバティブ等商品」については、取扱いがなく表示していません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	令和元年度末						令和2年度末					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定め ないもの	種 類 別 計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定め ないもの	種 類 別 計
国 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	600	-	600
地 方 債	-	-	-	386	-	386	-	-	-	1,180	-	1,180
社 債	100	800	6,100	3,100	-	10,100	-	1,300	5,900	3,100	-	10,300
株 式	-	-	-	-	352	352	-	-	-	-	205	205
外 国 証 券	235	630	135	100	-	1,101	100	250	100	100	-	550
その他の証券	-	-	2,500	-	757	3,257	-	-	3,500	-	665	4,165
合 計	335	1,430	8,735	3,586	1,110	15,198	100	1,550	9,500	4,980	870	17,001

(注) 債券は額面を表示しております。

経営の健全状況

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 ((B)+(C))/(A)
破 綻 先 債 権	令和元年度	36	34	1	100.00
	令和2年度	22	21	1	100.00
延 滞 債 権	令和元年度	3,059	2,466	593	100.00
	令和2年度	3,430	2,744	685	100.00
3ヶ月以上延滞債権	令和元年度	0	0	0	100.00
	令和2年度	0	0	0	100.00
貸出条件緩和債権	令和元年度	229	188	41	100.00
	令和2年度	0	0	0	100.00
合 計	令和元年度	3,325	2,688	636	100.00
	令和2年度	3,453	2,766	687	100.00

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。

2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建または支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。

3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（上記1.及び2.を除く）です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.～3.を除く）です。

5. 「担保・保証額（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。

6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当た金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	債権額 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/((A)-(B))
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	858	830	28	858	100.00	100.00
	令和2年度	583	556	26	583	100.00	100.00
危 険 債 権	令和元年度	2,237	1,670	566	2,237	100.00	100.00
	令和2年度	2,873	2,213	660	2,873	100.00	100.00
要 管 理 債 権	令和元年度	229	188	58	229	100.00	142.31
	令和2年度	0	0	0	0	100.00	100.00
小 計	令和元年度	3,325	2,688	653	3,342	100.00	102.72
	令和2年度	3,457	2,769	687	3,457	100.00	100.00
正 常 債 権	令和元年度	52,050	-	-	-	-	-
	令和2年度	55,278	-	-	-	-	-
合 計	令和元年度	55,375	-	-	-	-	-
	令和2年度	58,735	-	-	-	-	-

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

貸出金償却額

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	-	-

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

区分	令和元年度末		令和2年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	107,516	△ 60,603	32,610	△ 74,905
個別貸倒引当金	597,381	474,499	689,653	92,272
貸倒引当金合計	704,897	413,895	722,264	17,366

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当金勘定」に係る引当は行っておりません。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して規程で定めております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	58	74
監事	8	10
合計	67	85

注1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事 10名、監事 3名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、対象職員等に該当する者はいません。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っており、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

経営者保証に関するガイドラインへの対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

項目	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	2件	4件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.15%	0.21%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	1件

自己資本比率規制の概要

1. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	4,166,729	4,248,681
うち、出資金及び資本剰余金の額	878,141	880,037
うち、利益剰余金の額	3,306,050	3,386,165
うち、外部流出予定額 (△)	17,461	17,521
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	107,516	32,610
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	107,516	32,610
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,274,246	4,281,292
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	813	813
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	813	813
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	58,589	78,133
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	59,403	78,947
自 己 資 本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	4,214,843	4,202,344
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	42,390,510	41,373,666
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 150,030	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 150,030	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,203,670	2,201,824
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	44,594,181	43,575,490
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	9.45%	9.64%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	42,390	1,695	41,373	1,654
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	42,390	1,695	41,373	1,654
(i) ソブリン向け	269	10	283	11
(ii) 金融機関向け	7,109	284	7,185	287
(iii) 法人等向け	9,086	363	8,581	343
(iv) 中小企業等・個人向け	15,100	604	14,534	581
(v) 抵当権付住宅ローン	2,796	111	2,585	103
(vi) 不動産取得等事業向け	1,380	55	1,087	43
(vii) 三月以上延滞等	180	7	250	10
(viii) 出資等	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	-	-
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	618	24	620	24
(xi) その他	5,705	228	6,201	248
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトの見直し計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 150	△ 6	-	-
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央精算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	2,203	88	2,201	88
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	44,594	1,783	43,575	1,743

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本及び利息の支払いが約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間の内、正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間の内、粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク									
項番	内容	イ		ロ		ハ		ニ	
		ΔEVE（経済価値の変動）				ΔNII（期間収益の変動）			
		令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
1	上方パラレルシフト	2,080	2,865	0	0	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	1,928	2,415						
4	フ ラ ッ ト 化	7	2						
5	短 期 金 利 上 昇	134	274						
6	短 期 金 利 低 下	0	0						
7	最 大 値	2,080	2,865	0	0	0	0	0	0
		ホ				へ			
		令和元年度				令和2年度			
8	自己資本の額	4,214				4,202			

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定量的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示しております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分	期首残高		期中の増減額		期末残高		貸出金償却	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	0	0	0	0	0	0	-	-
農業、林業	2	1	0	0	1	1	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	6	13	6	26	13	39	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	22	118	95	1	118	119	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	11	8	△3	0	8	8	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	17	428	411	6	428	435	-	-
飲食業	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	59	-	59	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	0	0	0	0	-	-	-	-
その他のサービス	6	8	1	0	8	7	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	53	16	△36	0	16	16	-	-
合計	120	595	474	92	595	687	-	-

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	6,643	6,967	2,834	3,367	3,808	3,600	-	-	4	-
農業、林業	550	526	550	526	-	-	-	-	3	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	112	110	12	10	100	100	-	-	-	-
建設業	5,975	7,319	5,875	7,219	100	100	-	-	11	22
電気・ガス・熱供給・水道業	1,315	1,718	15	18	1,300	1,700	-	-	-	-
情報通信業	239	240	39	40	200	200	-	-	-	-
運輸業、郵便業	2,434	2,751	1,034	1,351	1,400	1,400	-	-	-	-
卸売業、小売業	4,882	5,813	4,182	5,113	700	700	-	-	14	13
金融業、保険業	4,641	4,368	3,325	3,268	1,316	1,100	-	-	-	-
不動産業	4,801	4,882	3,701	3,882	1,100	1,000	-	-	39	44
物品賃貸業	14	54	14	54	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,240	1,254	1,240	1,254	-	-	-	-	-	19
宿泊業	1,482	1,511	1,482	1,511	-	-	-	-	104	238
飲食業	1,514	2,063	1,514	2,063	-	-	-	-	4	0
生活関連サービス業、娯楽業	1,090	1,270	1,090	1,270	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	11	-	11	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	208	225	208	225	-	-	-	-	0	-
その他のサービス	2,758	2,996	2,658	2,896	100	100	-	-	43	51
その他の産業	53	90	53	90	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	5,476	6,469	4,013	3,839	1,463	2,630	-	-	-	-
個人	21,527	20,718	21,527	20,718	-	-	-	-	82	53
業種別合計	66,964	71,367	55,375	58,736	11,588	12,630	-	-	309	444
1年以下	6,993	4,908	6,657	4,808	335	100	-	-	-	-
1年超3年以下	4,001	3,542	3,438	3,042	563	500	-	-	-	-
3年超5年以下	5,775	4,936	4,908	3,885	866	1,050	-	-	-	-
5年超7年以下	5,410	5,897	3,774	3,897	1,635	2,000	-	-	-	-
7年超10年以下	10,854	17,527	6,254	13,527	4,600	4,000	-	-	-	-
10年以上超	33,820	34,461	30,234	29,481	3,586	4,980	-	-	-	-
期間の定めのないもの	108	92	108	92	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	66,964	71,366	55,375	58,735	11,588	12,630	-	-	-	-

(注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
4. 業種区分は日本標準産業分類の大区分に準じて記載しております。
5. 債券の残存期間別の残高については、期末残高ではなく額面金額で表示しております。
※当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	年 度	期首残高	当期減少額		期中の増減額	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和元年度	168	-	168	△ 60	107
	令和2年度	107	-	107	△ 74	32
個別貸倒引当金	令和元年度	122	126	-	474	597
	令和2年度	597	0	594	92	689
合 計	令和元年度	291	126	168	413	704
	令和2年度	704	0	702	17	722

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	6,903	-	8,868
10%	-	8,932	-	15,083
20%	2,783	4,407	2,763	4,205
35%	-	8,209	-	7,582
50%	6,019	229	6,202	375
75%	-	20,872	-	19,992
100%	713	11,258	612	10,003
150%	-	50	-	21
250%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	9,517	60,863	9,578	66,132

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入区分を除く）、CVA リスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	962	755	-	-	-	-
①ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
②金融機関向け	-	-	-	-	-	-
③法人等向け	485	370	-	-	-	-
④中小企業等・個人向け	413	307	-	-	-	-
⑤抵当権付住宅ローン	8	8	-	-	-	-
⑥不動産取得等事業向け	44	46	-	-	-	-
⑦三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
⑧出資等	-	-	-	-	-	-
出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
⑨その他	9	23	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
 3. 「その他」とは①～⑧に区分されないエクスポージャーです。具体的には、信用保証協会等保証が含まれます。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、動産、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

6. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金および利益剰余金により構成されています。なお、当組合の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：北郡信用組合）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、880百万円になります。

7. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する事項はありません。

8. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

9. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等及び時価額

(単位：百万円)

区 分	年 度	売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額		
						うち益	うち損	
上 場 株 式	令和元年度	-	-	352	281	△ 70	8	78
	令和2年度	-	-	217	203	△ 14	16	31
非 上 場 株 式 等	令和元年度	-	-	501	501	-	-	-
	令和2年度	-	-	501	501	-	-	-
合 計	令和元年度	-	-	853	783	△ 70	8	78
	令和2年度	-	-	719	705	△ 14	16	31

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の他、時価のない出資として2百万円があります。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項 目	年 度		売却額		株式等償却
			売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	令和元年度	108	7	25	73
	令和2年度	200	19	45	-

(3) 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当する事項はありません。

(4) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

◆ 主な手数料一覧 (消費税別)

■ 為替手数料

令和3年7月現在

項目	内 訳		組 合 員	一 般
振込手数料	当組合あて	同一店内	3万円未満	100円
			3万円以上	200円
		本支店あて	3万円未満	200円
			3万円以上	400円
	他金融機関あて	電信扱い	3万円未満	500円
			3万円以上	700円
		文書扱い	3万円未満	500円
			3万円以上	700円
	ATM振込の場合	当組合振込	3万円未満	100円
			3万円以上	100円
他行振込		3万円未満	200円	
		3万円以上	400円	

(注) 当組合のATMでの現金振込みはできません。

■ 取立手数料

区 分	料 金	
当 組 合	同一店内	無 料
	本支店間	200円
他金融機関	至急扱い	800円
	普通扱い	600円
同一市町内取立	無 料	
振込・取立手形の組戻料・ 不渡手形返却料・取立手形店頭提示料	600円	

■ 融資関連手数料

● 不動産担保取扱手数料

区分	設定金額	手数料	備 考
設定	金額に関わらず一律	30,000円	抵当権及び 根抵当権 住宅ローン 抵当権留保
条件 変更	金額に関わらず一律	10,000円	極度増・減額 及び一部抹消等
例外 取扱	不動産担保の設定・抹消に 係る書類の再発行等	5,000円	一律

(注) 住宅ローンは別に定める取扱い手数料となります。

● 融資事務取扱手数料

区 分	手 数 料
保証会社保証付き個人ローン (証書貸付)	1,000円
おまとめローン	融資額の1%
アパートローン	100,000円

● 貸付条件変更等手数料 (住宅ローン・事業性関係)

区 分	手 数 料
全額繰上げ償還	20,000円
一部繰上げ償還	5,000円
固定金利型から変動金利型への移行	5,000円
その他貸付条件(利率・約定日・期日・弁済方法)の変更	5,000円

(注) 住宅ローン・事業性関係以外は、別手数料となります。

(注) 但し、金額により一部異なる場合があります。

■ 全自動貸金庫料金表

稼働日	平日・土・日・祝日	
稼働時間	平日	8:00～21:00
	土/日/祝	9:00～19:00

種 類	高さ(mm)	幅(mm)	奥行(mm)	年払い料金
第1種(小)	58	256	346	12,000円
第2種(中)	88	256	346	16,800円
第3種(大)	118	256	346	21,600円

・カード発行手数料(初回) 3,000円

■ 各種手数料

項 目	種 類	手 数 料	
各種証明書	残高証明書	継続発行 1通につき	300円
		継続発行以外 1業務につき	600円
		当組合制定 帳票以外 1通につき	1,000円
	融資証明書	1通につき	3,000円
	利息証明書	1通につき	300円
再発行手数料	その他証明書	1通につき	300円
	通帳・証書再発行	1通につき	1,000円
	カード再発行	1件につき	1,000円
	出資証券再発行	1件につき	200円
その他手数料	確定日付	1件につき	700円

■ 両替手数料

項 目	手 数 料	
両 替	100枚まで	無 料
	101枚～500枚	300円
	501枚～1,000枚	400円
	1,001枚～2,000枚	600円
	2,001枚以上1,000枚毎に加算	300円

■ ATM手数料

区 分	きたしんカード	他行カード	セブン銀行 ATM ご利用
平 日	8:00～19:00	8:45～18:00	7:00～23:00
	無 料	100円	100円
	19:00～21:00	8:00～8:45・18:00～21:00	7:00～23:00
土曜日	100円	200円	100円
	9:00～17:00	9:00～14:00	7:00～23:00
	無 料	100円	100円
	17:00～19:00	14:00～19:00	7:00～23:00
日曜日・祝日	100円	200円	100円
	9:00～19:00	9:00～19:00	7:00～23:00
	100円	200円	100円

(注) 当組合はセブン銀行とATM提携をしております。

地区一覽



① 本店



② 尾花沢支店



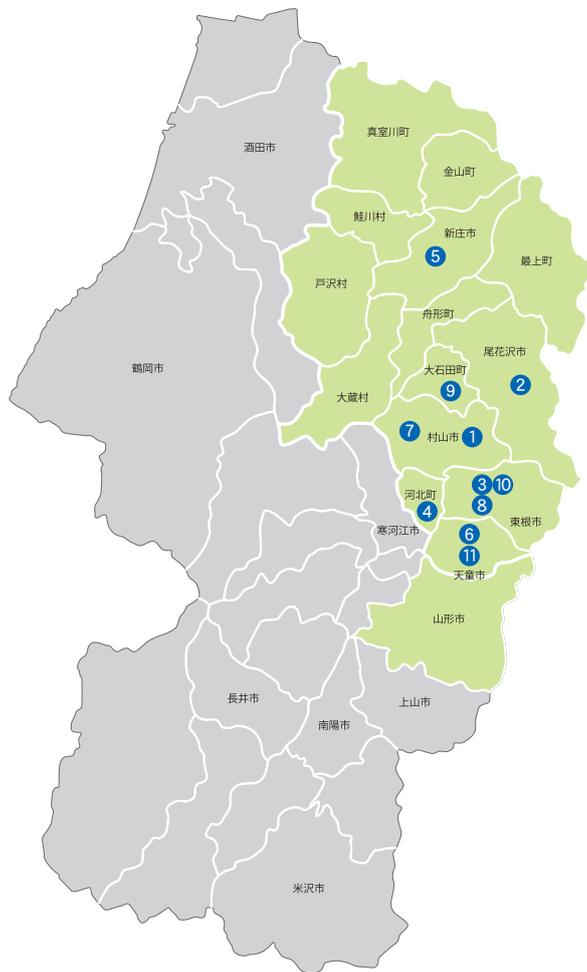
③ 東根支店 ⑩ 東根温泉支店



④ 谷地支店



⑤ 新庄支店



は当組合の営業エリア



⑥ 天童支店



⑦ 河西支店



⑧ 神町支店



⑨ 大石田支店



⑪ 天童西支店

令和3年6月25日現在

店舗一覽 (事務所の名称・所在地)

店名	住所	電話	ATM
① 本店	〒995-0016 村山市楯岡晦日町1番8号	0237-55-5581	2台
② 尾花沢支店	〒999-4227 尾花沢市中町2番56号	0237-22-1215	2台
③ 東根支店	〒999-3718 東根市四ツ家一丁目8番20号	0237-42-0453	1台
④ 谷地支店	〒999-3511 西村山郡河北町谷地甲162番地の1	0237-72-5155	1台
⑤ 新庄支店	〒996-0071 新庄市小田島町5番49号	0233-22-2555	1台
⑥ 天童支店	〒994-0002 天童市乱川二丁目4番6号	023-654-6111	1台
⑦ 河西支店	〒995-0204 村山市大字稲下166番地	0237-56-3001	1台
⑧ 神町支店	〒999-3763 東根市神町中央二丁目9番10号	0237-47-1151	1台
⑨ 大石田支店	〒999-4112 北村山郡大石田町緑町9番地の2	0237-35-5150	1台
⑩ 東根温泉支店	〒999-3718 東根市四ツ家一丁目8番20号	0237-43-7700	-
⑪ 天童西支店	〒994-0081 天童市南小畑三丁目1番3号	023-652-1024	1台

◆店外ATM店

店名	住所	ATM
天童西支店 天童西出張所	〒994-0034 天童市本町二丁目4番2号	1台
東根支店 東根温泉出張所	〒999-3702 東根市温泉町一丁目6番2号	1台

索引

ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。「*」印は協金法施行規則および金融再生法に定められた法定開示項目、「◎」は監督指針の要請に基づく開示項目です。

ごあいさつ	2	有価証券に関する指標	
概況・組織		*有価証券の種類別平均残高	19
事業方針	2	*有価証券の種類別・残存期間別残高	20
*役員一覧	3	*預証率	16
*事業の組織	3	経営管理態勢に関する事項	
*会計監査人の氏名又は名称	3	*法令等遵守態勢	10
*店舗一覧	28	*リスク管理態勢	10
自動機の設置状況	28	*苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	11
地区一覧	28	財産の状況	
組合員数	1	*貸借対照表	12
主要事業内容		*損益計算書	13
*主要な事業の内容	9	*剰余金処分（損失金処理）計算書	13
業務に関する事項		*リスク管理債権及び同債権に対する保全額	20
*事業概況	2	*金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	20
*経常収益	4	*有価証券、金銭の信託等の状況	19
業務純益	16	*貸倒引当金の内訳	21
*経常利益（損失）	4	*貸出金償却額	21
*当期純利益（損失）	4	◎代表理事による適正性・有効性について	13
*出資総額、出資総口数	4	*法定監査	13
*純資産額	4	自己資本の充実の状況について	
*総資産額	4	一定性的開示事項—	
*預金積金残高	4	*自己資本調達手段の概要	22
*貸出金残高	4	*自己資本の充実度に関する評価方法の概要	23
*有価証券残高	4	*信用リスクに関する事項	24
*単体自己資本比率	4	*信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	25
*出資配当金	4	*派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する リスク管理の方針及び手続きの概要	26
*職員数	4	*証券化エクスポージャーに関する事項	26
主要業務に関する指標		*オペレーショナル・リスクに関する事項	26
*業務粗利益及び業務粗利益等	16	*出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続きの概要	26
*資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	16	*金利リスクに関する事項	23
*資金利鞘	16	一定量的開示事項—	
*資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	17	*自己資本の構成に関する事項	22
*受取利息、支払利息の増減	16	*自己資本の充実度に関する事項	23
役員取引の状況	16	*業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	24
その他業務収益の内訳	16	*信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高	24
経費の内訳	16	*一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	25
*総資産経常利益率	16	*リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	25
*総資産当期純利益率	16	*信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	26
預金に関する指標		証券化エクスポージャーに関する事項	26
*預金種目別平均残高	17	*出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等	26
預金者別預金残高	17	*子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等	26
*定期預金種類別残高	17	*出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	26
財形貯蓄残高	17	*金利リスクに関する事項	23
役員1人当りの預金残高	17	その他業務	
1店舗当りの預金残高	17	主な手数料一覧	27
貸出金等に関する指標		その他	
*貸出金種類別平均残高	18	◎総代会等に関する情報開示	5
*貸出金金利区分別残高	19	◎地域密着型金融の取組み状況	7
*貸出金担保別残高	18	◎地域貢献	7
*債務保証見返担保別残高	19	*中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	8
*貸出金使途別残高	18	キャッシュカードの安全対策	11
*貸出金業種別残高・構成比	18	金融円滑化に関する基本方針	11
*預貸率	16	トピックス	9
消費者ローン・住宅ローン残高	19	当組合のあゆみ	9
貸出先の金額階層別構成	19	◎報酬体系について	21
役員1人当りの貸出金残高	17	◎経営者保証に関するガイドラインへの対応	21
1店舗当りの貸出金残高	17		

ちかくにいるから、チカラになれる



〒995-0016 山形県村山市楯岡晦日町1番8号
TEL : 0237-55-7333 FAX : 0237-55-5594
U R L : <http://kitagunshinkumi.jp>
E-mail : kitashin@peach.ocn.ne.jp

